様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　　07月　　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さんぶりっじそりゅーしょんずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　サンブリッジソリューションズ株式会社  （ふりがな） そん　こう  （法人の場合）代表者の氏名　孫　洪  住所　　 〒160-0023　東京都新宿区西新宿3-1-3西新宿小出ビル4F  法人番号　7030001106893  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 1. 2025年6月5日 2. 2025年6月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに掲載   <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「ビジョン」   1. 公表方法：当社ホームページに掲載   <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | 1. ＜経営ビジョン＞   自社自身もまたDXによる構造改革と継続的なイノベーションを重要な経営課題と位置づけています。  変化を恐れず、成長を止めず、データとテクノロジーを軸に、すべてのステークホルダーと共に新たな価値を生み出し続ける──そんな未来を見据え、私たちはこれからも進化し続けます。   1. ＜ビジネスモデルの方向性＞   DXによる構造改革の実現に向けて、データサイエンスやシステム開発の知見を活かし、社会や産業が直面する様々な課題の解決に日々取り組んでおります。  近年では、従来型の事業における業務改善を図るとともに、  特に強みを持つFintech領域を中心にデータアナリティクスとテクノロジーを武器に戦略的な支援を行うことで  事業の基盤強化と拡大を推進し、持続的な企業成長とデジタルイノベーションの両立を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は代表取締役を含む取締役会による決定のうえ、公表されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 2025年　　6月　　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  https://sunbridge-s.jp/dx  記載箇所：「デジタル技術を活用した  変革のための具体的な取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、DXを通じた企業変革を推進する中で、経営データや業務データの一元管理を進め、  クラウドシステムを活用した業務プロセスの自動化・可視化・データ分析を実現しています。  具体的には、案件情報や技術者のスキル・稼働状況といった人材データを統合的に管理し、  可視化ツールを活用して最適な人員配置を行うことで、業務リソースの効率化とプロジェクト推進の強化に取り組んでいます。  また、営業活動における履歴データを 分析し、顧客ごとのニーズや行動傾向の把握を通じて、提案の質を高め、営業戦略の最適化を図っています。  さらに、資格取得状況や研修履歴、学習進捗といった社員の育成に関するデータを管理・活用し、  個々のスキルに応じた学習機会の提供により、DXを支える人材基盤の強化を推進しています。  こうした取組を通じて、意思決定の迅速化、生産性の向上、工数削減、ペーパーレス化などを実現し、  持続可能な事業成長と環境負荷の低減に取り組んでいます。  また、社内で培った専門的な知見や実践経験を社外にも展開し、お客様のDX推進を支援することで、市場全体のデジタル化にも貢献しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は代表取締役を含む取締役会による決定のうえ、公表されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「デジタル変革を支える組織体制」 | | 記載内容抜粋 | ＜体制・組織＞  AI技術の社内実装やソリューション開発を担う専門組織「AIソリューション推進室」を設立し、先端技術を事業に活かす体制を整備。技術革新の加速とビジネス価値の創出を図っています。また、情報セキュリティの重要性の高まりを受け、「情報セキュリティ室」を設けるとともに、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づく運用体制の強化を推進し、安心・安全なIT基盤の確立にも注力しています。  ＜人材育成・確保＞  新入社員を対象とした導入研修やOJTによって、実務に直結したスキルの習得を支援しています。さらに、技術力の継続的な向上を目的として、エンジニアによる勉強会や技術共有の場も定期的に実施しており、社員一人ひとりが自発的に学び合い、成長し続ける文化を醸成しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「テクノロジーの力を  最大化する社内環境整備の具体策」 | | 記載内容抜粋 | デジタルイノベーションを支える基盤として、業務効率化・セキュリティ強化・柔軟な働き方の実現に向けた社内環境の整備を進めています。主な取り組みは以下の通りです。  ・AIソリューション推進室の設立により、AI技術の活用と社内外への展開を組織的に推進  ・勤怠管理・経費精算システムのクラウド化により、業務の効率化と利便性を向上  ・電子契約システムの導入整備により、契約業務のデジタル化を視野に入れた環境整備を進行中  ・ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づく運用強化による、全社的なセキュリティ体制の確立  ・在宅勤務制度の正式運用により、働き方の多様化と生産性の両立を推進  これらの施策を通じて、持続可能で柔軟性のあるデジタル基盤の構築を目指しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 2025年　　6月　　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「DX戦略成果指標」 | | 記載内容抜粋 | 「月間平均残業時間の削減」を目標とし、2026年度末までに2023年度比で30％の削減を目指しています。勤怠管理や経費精算のクラウド化、電子契約の整備、AIの導入による業務自動化を通じて、定型業務の圧縮と働き方改革を推進しています。  また、「紙の申請書類の削減率」や「社内問い合わせの自動応答率」も指標とし、2026年度までにそれぞれ70％以上のデジタル化、50％のチャットボット対応を目標としています。  これらの数値目標により、DX施策の実行度を明確に把握し、継続的な改善と成果の最大化を図ってまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　6月　　5日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  <https://sunbridge-s.jp/dx>  記載箇所：「DXを牽引するトップメッセージ」 | | 発信内容 | 私たちが目指すDXの本質は、単なる業務のデジタル化ではなく、ビジネスモデルそのものの変革にあります。その実現には、現場で実務を担う責任者が、自らの意思と判断で戦略を遂行していくことが不可欠です。  だからこそ、経営としても実務執行を担うメンバーに対し、タイムリーかつ正確な情報を共有し、意思決定の質を高める環境を整えることが、私たちの重要な責務だと考えています。  今後も経営と現場が一体となり、変化に強い組織へと進化していけるよう、情報の透明性と双方向のコミュニケーションを重視して取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015年　　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報  セキュリティ基本方針」を策定し公表している。  https://sunbridge-s.jp/security  対策としては、毎年、全職員に向けた情報セキュリティ  研修・その他、外部媒体利用制限、ウイルス対策ソフト導入、メールセキュリティシステム導入、ファイアウォール機器導入等を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。